

議案第301号

## 大阪市立栄養専門学校条例を廃止する条例案

大阪市立栄養専門学校条例（昭和39年大阪市条例第49号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校の入学検定料、入学料及び授業料については、なお従前の例による。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

環境科学研究所附設栄養専門学校を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 大阪市立栄養専門学校条例

(設 置)

第1条 本市に栄養士の養成施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校

位 置 大阪市天王寺区東上町8番34号

(目 的)

第2条 大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校（以下学校という。）は、栄養士として必要な知識、技能及び教養を修得させることを目的とする。

(学生の定員)

第3条 学校の学生の定員は、各学年につき50名以内で市規則で定める。

(修業年限)

第4条 修業年限は、2年とする。

(入学資格)

第5条 学校に入学することのできる者は、高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

(授業料等)

第6条 学校の入学検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 17,000円

(2) 入学料

ア 本市の区域内に住所を有する者及びその子 133,200円

イ アに定める者以外の者 205,100円

(3) 授業料 年額 535,800円

(授業料等の納付)

第7条 授業料等は、市規則で定める方法により納付しなければならない。

2 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、本人の申請により授業料等を分納させることができる。

(入学料及び授業料の減免)

第8条 休学者に対しては授業料を免除する。ただし、休学した日の前日又は復学した日の属する学期の授業料については、この限りでない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入学料又は授業料を減免することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により入学料又は授業料を納付することが困難な者
- (2) 前号に定める者のほか、市長が特別の事由があると認める者

3 前項の規定により入学料又は授業料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消すことがある。

- (1) 修業の途中で授業料の減免の理由がなくなったとき
- (2) 減免申請理由に虚偽の事実があることが判明したとき

4 前項第2号の規定により入学料又は授業料の減免を取り消された者は、入学料又は授業料の減免分を一括して学校長の定める期日までに納めなければならない。

(授業料等の還付)

第9条 既納の授業料等は、還付しない。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (抄)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、この条例施行の日前に入学した者の授業料については、なお従前の例による。